

第10条 (契約の中止)

甲の都合により当該物件を必要とする場合には、第2条に定める契約期間中でも甲は契約を中止させることができる。この場合甲は車の撤去を必要とする日より30日前に乙に対して通告を行うものとする。尚、乙は契約の中止を理由とした損害賠償の請求その他いかなる名目による損害賠償の請求もしないものとする。

第11条 (契約の解除)

次の場合には乙に対し催告、その他何等の手續きを要しないで、本契約は解除することができるものとし、此の場合乙は甲に対して何等の保障も請求もできない。

- (1) ①乙が第3条に定めた駐車料金の前払いによる支払を1ヶ月以上遅延したとき。
②乙が甲の駐車位置変更の申出に応じないとき。
③乙が死亡したとき。
④乙が刑罰をうける等、著しい不信用行為があるとき。
⑤その他、甲及び乙のやむを得ない事情のあるとき。
⑥甲の定めた管理規約に違反した場合、甲は直ちに解約する事が出来る。
⑦この契約で定める義務を乙が違反、もしくは履行しないとき。
- (2) 使用期間中に本契約を解除しようとする場合には、甲及び乙は1ヶ月前に相手に対して申し出なければならない。但し、乙は予告に代えて1ヶ月分の使用料相当額を甲に支払、即時解約することができる。
- (3) 契約解除の場合、乙は遅滞なく(車庫証明付契約については速やかに車庫所在地変更の手續きを行い)車輛を搬出しなければならない。
- (4) 乙が前項の処置を遅延したときは、車輛出入の有無に関わらず甲に対して所定使用料相当額の損害金を支払うものとする。
- (5) 本契約解除の場合、乙は契約解除と同時に該当格納車輛を本駐車場より退去させなければならない。万一、乙に於て自発的に該当車輛を退去させない場合は、甲に於て適宜の方法で該当車輛を撤去することができる。但し、此の場合該当車輛の撤去先については甲の任意とし、此の処置による損害発生ありたる場合といえども、甲はその賠償の責を負わない。甲は撤去費用を乙に請求できる。

第12条 (特約条項)

- (1) 本契約は建物の建築を目的とした契約ではないので借地、借家法の適用を受けないものである事を双方が確認して契約締結したものである。上記契約条項以外の事由が発生した場合、乙は緊急を要する以外は管理人を通じて甲の承諾を得た上で行う事(事後承諾の禁止)
- (2) 車輛置場内でのあらゆる接触事故、衝突事故、人身事故等についても当事者双方が解決するものとし、甲は一切その責を負わないものとする。

— 以上 —

以上契約を証する為、本契約書を2通作成し、甲と乙とは各1通宛を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主(甲)	住所	大阪市城東区成育3丁目14番5号	
	氏名	大東モータープール	Ⓜ
借主(乙)	住所		
	氏名		Ⓜ
	TEL 携帯		
仲介者	住所	大阪市城東区成育3丁目16番10号	
	氏名	大和不動産株式会社	Ⓜ
	TEL	06-6933-2186	

